
重要事項説明・ご加入内容確認事項

(意向把握・確認事項)

※この「重要事項説明」は、加入申込みのお手続きの際にご覧いただく画面をPDF化したものであり、リンク、ボタンを押してもページは切り替わりませんのでご了承ください。

「重要事項説明」の内容および「ご加入内容確認事項」をご確認ください。

【重要事項説明】

情報セキュリティの観点から、お申込の確定まで 30 分以内に実施いただく必要があります。重要事項説明の内容は、時間制限のないドコモの PC 版ホームページ (コチラ) にも掲載しておりますので、ゆっくりご確認ください場合は、そちらをご確認ください。

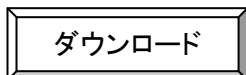
※すべての内容を記載しているものではありません。詳細は「普通保険約款および特約」をご確認ください。

※加入者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、本説明の内容を被保険者全員にご説明ください。

●重要事項説明（契約概要・注意喚起情報）はコチラ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。必ず最後までお読みください。

重要事項説明書は電子ファイルでの提供となります。「ダウンロード」ボタンをクリックし、電子ファイルを保存されることをおすすめします。



※この画面からダウンロードできない場合には、パソコン等にてドコモの PC 版ホームページ (コチラ) からダウンロードしてください。

【ご加入内容確認事項（意向把握・確認事項）】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるようにご加入いただく保険商品がご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご入力いただいていること等を確認させていただくためのものです。3行をご確認ください。

《お申込みに際して》

以下のご案内・ご説明事項につきまして、改めて内容をご確認される場合は、各項目のリンクをクリックしてください。

- ・補償項目のご説明
- ・普通保険約款および特約
- ・勧誘方針

「重要事項説明」の内容および「ご加入内容確認事項」にご同意いただける場合、かつ電子ファイルでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をクリックしてください。

同意する

戻る

重要事項説明①

情報セキュリティの観点から、お申込みの確定まで 30 分以内に実施いただく必要があります。重要事項説明の内容は、時間制限のないトコモの PC 版ホームページ (https://www.nttdocomo.co.jp/service/convenience/insurance/onetime_insurance/sports/) にも掲載しておりますので、ゆっくりご確認ください場合は、そちらをご確認ください。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。必ず最後までお読みください。加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、本内容を加入者から被保険者全員にご説明ください。

※すべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「約款」をご確認ください。

I. ご加入前におけるご確認事項

1. 本保険の仕組み
2. 基本となる補償および保険金額等の引受条件等
3. 保険料相当額の決定の仕組みと払込方法等
4. 満期返れい金・契約者配当金

II. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務
2. クーリングオフ（加入申込みの撤回等）
3. 補償の重複に関するご注意

下記内容に同意する

重要事項説明

本保険は、東京海上日動火災保険株式会社等（以下、「引受保険会社」といいます。）*1 を引受保険会社とし、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）をその代理店とし、当社を保険契約者とし、加入者または加入者が指定した方を被保険者（保険の対象となる方）とする一般包括契約（以下、「保険」といいます。）です。

*1 本保険は複数の保険会社による共同保険契約です。引受保険会社と引受割合はコチラをご覧ください。

※当社は、引受保険会社の代理店として、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行います。また、当社の業務委託先である株式会社エヌ・ティ・ティ・イフは、引受保険会社の代理店として、各種お問い合わせを承ります。なお、事故受付時の業務は引受保険会社が行います。

● 本説明で用いる用語の解説

- ・ 被保険者：保険の対象となる方のことをいいます。
- ・ 特約：普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。
- ・ 解約：加入者の意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。
- ・ 未経過期間：保険期間のうち、まだ経過していない期間のことをいいます。
- ・ 解除：引受保険会社からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

す。

- ・ 契約概要:保険商品の内容をご理解いただくための事項
 - ・ 注意喚起情報:ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください
- いただきたい事項

I. ご加入前におけるご確認事項

1. 本保険の仕組み<契約概要>

スポーツレジャー中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

基本となる補償、ご加入者のお申出によりご加入いただける特約等は以下のとおりです。

- 基本となる補償(ケガに関する補償):死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金
- その他の特約:賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約
- 自動セットされる特約:国内旅行傷害保険特約、戦争危険等免責に関する一部修正特約、賠償事故解決に関する特約

※本保険はスポーツレジャー保険です。スポーツレジャー保険とは、国内旅行傷害保険(傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約がセットされたものをいいます。)に、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約等をセットしたものをいいます。

[ページトップへ](#)

2. 基本となる補償および保険金額等の引受条件等

①基本となる補償<契約概要・注意喚起情報>

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は以下のとおりです。詳しくは、約款をご確認ください。

- ※ ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、引受保険会社からは、その影響がなかったときに相当する金額がお支払いされます。
- ※ ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

●引受保険会社が保険金をお支払いする主な場合

死亡保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

▶死亡・後遺障害保険金額の全額がお支払いされます。

※同一のケガにより、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額がお支払いされます。

後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合

▶(後遺障害の程度に応じて)死亡・後遺障害保険金額の4%～ 100%がお支払いされます。

※ 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

入院保険金

医師の治療を必要とし、入院された場合

▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額がお支払いされます。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いされません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。

※ 入院保険金がお支払される期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いされません。

手術保険金

治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*2 または先進医療*3に該当する所定の手術を受けられた場合

▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額がお支払いされます。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。

*4

*2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*3 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)

*4 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いされます。

●引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合

- ・ご契約者・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ・被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ
- ・酒気帯び運転・麻薬等を使用しての運転中に生じたケガ
- ・脳疾患・疾病・心神喪失を原因とするケガ

- ・妊娠・出産・早産・流産を原因とするケガ
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ
- ・戦争、内乱、暴動等によるケガ *5
- ・核燃料物質の有害な特性等によるケガ
- ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ
- ・むちうち症や腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの

等

*5 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。

②主な特約の概要<契約概要>

賠償責任危険担保特約

スポーツレジャー中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

▶損害賠償金の額がお支払いされます。

※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。

※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金が支払われる場合があります。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や被保険者に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

携行品損害担保特約

スポーツレジャー中に携行品(カメラ、カバン、衣類等)が盗難・破損等により損害を受けた場合

▶損害額－免責金額(自己負担額:1回の事故について、3,000円)がお支払いされます。

※携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。また、損害額は、損害が生じた携行品の時価額または修繕可能な場合は修繕費(ただし、時価額を上限とします。)の低い方とし、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等、通貨等については合計5万円)を限度とします。

※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続き等に必要な費用に対しても保険金が支払われる場合があります。

※携行品の紛失、置き忘れによる損害(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)については保険金がお支払いされません。

救援者費用等担保特約

- ・スポーツレジャー中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合もしくは被保険者がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難した場合
- ・スポーツレジャー中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者(保険の対象となる方)の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合
- ・スポーツレジャー中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180 日以内に死亡(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)または継続して14 日以上入院された場合

▶ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)または被保険者の親族が負担した下記の費用がお支払いされます。

※ただし、救援者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。

- ・捜索救助費用
- ・現地への1 往復分の交通費(救援者2 名分まで)
- ・宿泊料(1 名につき14 日分を限度とし、救援者2 名分まで)
- ・現地からの移送費用*6
- ・現地での諸雑費(3 万円まで)

*6 帰宅運賃のうち払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。

※ 他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

③ 保険金額等の引受条件<契約概要>

- ・実際に加入者をご加入される保険金額については申込画面にてご確認ください。

[ページトップへ](#)

④ [保険期間および補償の開始・終了時期<契約概要・注意喚起情報>](#)

- ・**保険期間**:保険期間は、1日間もしくは2日間となります。

保険期間は、加入手続きを完了した時刻*7より開始し、住居に帰着した時刻または保険期間最終日の午後12時(24時)のいずれか早い方をもって終了します。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

*7 出発日前日以前に加入手続きを完了した場合は、国内旅行のため住居を出発した時刻となります。

- ・補償の開始時期:保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時
- ・補償の終了時期:保険期間(保険のご契約期間)の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中であっても、住居にお帰りになった時に補償は終了します。

・実際に加入者がご加入される保険期間については、申込画面にてご確認ください。

[ページトップへ](#)

3. 保険料相当額の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料相当額の決定の仕組み<契約概要>

保険料相当額は保険金額、保険期間等により決定されます。実際にお支払いいただく保険料相当額については、申込画面にてご確認ください。

② 保険料相当額の払込方法<契約概要・注意喚起情報>

加入者には、保険料に相当する金額を当社に対し、お支払いいただきます。

保険料相当額は、この通信サービスの翌月のご利用料金と合わせて一時に払い込みください。

[ページトップへ](#)

4. 満期返れい金・契約者配当金

本保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

[ページトップへ](#)

II. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務<注意喚起情報>

申込画面等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に入力してください（当社には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を入力しない場合は、ご加入が引受保険会社により解除され、保険金が支払われないことがあります。

「★：告知事項」は以下のとおりです。

- ・旅行行程中にお仕事に従事する場合には、その内容
- ・他の保険契約等*8を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みません。）

*8 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、引受保険会社にて保険のお引受けができない場合があります。

[ページトップへ](#)

2. クーリングオフ（加入申込みの撤回等）<注意喚起情報>

本保険は、保険期間が1年を超える加入はできませんので、クーリングオフの対象外となります。

[ページトップへ](#)

3. 補償の重複に関するご注意<注意喚起情報>

- ・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*9 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、ご加入をご検討ください。*10

*9 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。

*10 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

[ページトップへ](#)

同意する

戻る

重要事項説明②

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報が掲載されています。必ず最後までお読みください。加入者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、本内容を加入者から被保険者全員にご説明ください。

※すべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「約款」をご確認ください。

[Ⅲ. ご加入後におけるご注意事項](#)

[1. ご連絡いただきたい事項](#)

[2. 解約されるとき](#)

[3. 被保険者からのお申出による解約](#)

IV. その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い
2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について
3. 保険会社破綻時の取扱い等
4. その他ご加入に関するご注意事項
5. 事故が起こったとき
6. 電話での加入手続き
7. 通信環境
8. 接続料金
9. 通信トラブル時等の責任関係

重要事項説明は電子ファイルでの提供となります。「ダウンロード」ボタンをクリックし、電子ファイルを保存されることをおすすめします。

ダウンロード

※この画面からダウンロードできない場合には、パソコン等にてトコモの PC 版ホームページ（https://www.nttdocomo.co.jp/service/convenience/insurance/onetime_insurance/sports/）からダウンロードしてください。

「重要事項説明」の内容にご同意いただける場合、かつ電子ファイルでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をクリックしてください。

同意する

重要事項説明

本保険は、東京海上日動火災保険株式会社等（以下、「引受保険会社」といいます。）*1 を引受保険会社とし、株式会社 NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）をその代理店とし、当社を保険契約者とし、加入者または加入者が指定した方を被保険者（保険の対象となる方）とする一般包括契約（以下、「保険」といいます。）です。

*1 本保険は複数の保険会社による共同保険契約です。引受保険会社と引受割合はコチラをご覧ください。

※当社は、引受保険会社の代理店として、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行います。また、当社の業務委託先である株式会社エヌ・ティ・ティ・イフは、引受保険会社

の代理店として、各種お問い合わせを承ります。なお、事故受付時の業務は引受保険会社が行います。

● 本説明で用いる用語の解説

- ・ 被保険者：保険の対象となる方のことをいいます。
- ・ 特約：普通保険約款にセットし、普通保険約款の内容を一部変更するものです。なお、特約だけで契約することはできません。
- ・ 解約：加入者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。
- ・ 未経過期間：保険期間のうち、まだ経過していない期間のことをいいます。
- ・ 解除：引受保険会社からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。
- ・ 契約概要：保険商品の内容をご理解いただくための事項
- ・ 注意喚起情報：ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅲ. ご加入後におけるご注意事項

1. [ご連絡いただきたい事項](#)

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくドコモの保険お問い合わせセンターにご連絡ください。

[ページトップへ](#)

2. [解約される時](#) <[契約概要](#)・[注意喚起情報](#)>

ご加入いただく保険を解約される場合は、ドコモの保険お問い合わせセンターにご連絡ください。

0120-141-458

受付時間：午前10時～午後6時（日曜・祝日・年末年始除く）

※携帯電話、PHS（他社）からもご利用になれます。

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

- ・ご加入内容や解約の条件によっては、保険料相当額を返還させていただくことがあります。
- ・返還される保険料相当額があっても、多くの場合、払い込まれた保険料相当額の合計額より少ない金額となりますので、旅行期間終了までご加入はぜひ継続されることをご検討ください。

[ページトップへ](#)

3. [被保険者からのお申出による解約](#) <[注意喚起情報](#)>

被保険者（保険の対象となる方）からのお申出により本保険を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細につきましてはドコモの保険お問い合わせセンターまでお問い合わせ

わせください。また、本内容については、被保険者全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

[ページトップへ](#)

IV. その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い<注意喚起情報>

引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本サービスに関し、代理店である当社を介して提供を受けた個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(PCから

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご確認ください。

・ 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。確認内容は、上記目的以外には用いません。

[ページトップへ](#)

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ・ご加入者以外の方を被保険者とするご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その被保険者の同意を得なかった場合には、ご加入は無効になります。
- ・ご加入者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。
- ・その他、約款に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

[ページトップへ](#)

3. 保険会社破綻時の取扱い等<注意喚起情報>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*11まで補償されます。
- *11 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

[ページトップへ](#)

4. その他ご加入に関するご注意事項<注意喚起情報>

- ・当社は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- ・ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

[ページトップへ](#)

5. 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、30日以内に東京海上日動トヨモの保険センターデスク(0120-789-199)へご連絡ください。
- 損害が盗難によって生じた場合には、ただちに警察署への届出等が必要となります。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
 - ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類また

は証拠

- ・引受保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、被保険者以外の医師の診断書・領収書および診療報酬明細書等
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき被保険者の代理人がない場合は、被保険者の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

[ページトップへ](#)

6. 電話での加入手続き

本保険は、専用サイトを経由してのお申込みとなり、お電話によるお申込みはできませんのでご了承ください。

[ページトップへ](#)

7. 通信環境

通信電波の安定した場所にて加入手続きを行うようにしてください。本保険の成立後、メッセージRで加入者証を送信します。なお、加入者証については、本保険をお申込みいただいた専用サイト上の「加入状況確認・取消」の欄でも確認可能です。また、通信状況により、ご加入手続き完了画面以前に接続が切れてしまった場合は、ご加入手続きが有効に成立しておりませんので最初からお手続きをやり直してください。

[ページトップへ](#)

8. 接続料金

加入手続きを行う際にかかるパケット通信料は一部を除きお客様の負担となります。

[ページトップへ](#)

9. 通信トラブル時等の責任関係

当社および引受保険会社の責によらない通信手段や端末の障害等により、インターネットでのお申込みが遅延または不能となったためにお客様に生じた損害につきましては、当社および引受保険会社は、責任を負いません。なお、当社が提供する通信サービス等の障害等により生じた

損害に対する責任につきましては、当社が別に定める通信サービス約款の規定に従うものとします。また、通信経路での盗聴等により、保険契約情報等が漏洩したためにお客様に生じた損害につきましては、当社および引受保険会社は、責任を負いません。
その他については、日本国内の法令によります。

ページトップへ

●保険の内容に関するご意見・ご相談等はお客様相談センターにて承ります。

保険に関するご意見・ご相談(国内から)

0120-071-281

受付時間:平日 午前9時～午後8時

土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からのご利用になれます。

●事故のご連絡

東京海上日動トコモの保険センターデスクは、ご旅行中に火災、盗難等のトラブルが生じた場合のご連絡先です。

東京海上日動トコモの保険センターデスク

事故に関するご連絡先

0120-789-199

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からのご利用になれます。

◆一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808 (通話料有料)

IP 電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日 午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

◆トコモの保険お問い合わせセンター

ご不明点のお問い合わせや解約のお申し出、職業や住所変更の際のご連絡先

0120-141-458

受付時間：午前10時～午後6時（日曜・祝日・年末年始除く）

※携帯電話、PHS（他社）からもご利用になれます。

※一部のIP電話からは接続できない場合があります。

◆東京海上日動火災保険株式会社

[ページトップへ](#)

「重要事項説明」の内容にご同意いただける場合、かつ電子ファイルでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をクリックしてください。

同意する

戻る

【ご加入内容確認事項（意向把握・確認事項）】

1.本保険商品は、スポーツやレジャー中のケガ等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。

2.申込画面でご案内しております補償内容等をよくご確認ください。

3.ご加入される保険が以下の点でお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、上記トコモの保険お問い合わせセンターまでお申し出ください。

○保険金をお支払いする主な場合(*)

○保険期間(保険のご契約期間) (*)

○保険金額(ご契約金額) (*)

○保険料相当額(*)

(*) 詳細については重要事項説明、約款をご確認ください。また、実際のお客様のご加入内容については申込画面にてご確認ください。

4 告知事項画面のご質問事項につき、正しく入力いただきましたか？ 万一、入力誤りがあった場合は訂正が必要となります。

○告知事項画面の★質問 1(他の保険契約等に関する質問)は正しくご回答いただいています。

すか？

5 重要事項説明の内容についてご確認いただけましたか？

お客様にとって不利益となる情報や、「引受保険会社が保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務」等が記載されていますので必ずご確認ください。

ご不明な点につきましては、トコモの保険お問い合わせセンター
(0120-141-458) までお問い合わせください。

「重要事項説明」の内容および「ご加入内容確認事項」にご同意いただける場合、かつ電子ファイルでの提供にご承諾いただける場合は、「同意する」をクリックしてください。

[ページトップへ](#)

同意する

戻る